○近畿地方整備局告示第百二十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十八年八月十六日

近畿地方整備局長　池田　豊人

一　施行者の名称　大阪府

二　都市計画事業の種類及び名称　北部大阪都市計画道路事業三・三・二百三―十九号三国塚口線

三　事業施行期間　自平成二十八年八月十六日至平成三十五年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　大阪府豊中市三和町一丁目、庄内西町五丁目、大黒町一丁目、庄内幸町五丁目及び島江町一丁目地内

使用の部分　なし

○近畿地方整備局告示第百二十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十八年八月十六日

近畿地方整備局長　池田　豊人

一　施行者の名称　大阪府

二　都市計画事業の種類及び名称　平成二十五年近畿地方整備局告示第百三十八号北部大阪都市計画道路事業三・三・二百三―十九号三国塚口線

三　事業施行期間　自平成二十五年五月七日至平成三十二年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

人事異動

内閣

（内閣官房内閣審議官（内閣官房副長官補付）内閣事務官　木下　賢志

内閣官房社会保障改革担当室長を命ずる

（外務省大臣官房）外務事務官　山田　重夫

内閣事務官（内閣官房内閣審議官（国家安全保障局）内閣事務官　武藤　顕

外務省に出向させる

（同）同

内閣事務官（内閣官房内閣審議官（国家安全保障局）に併任する

（内閣官房内閣審議官（国家安全保障局）内閣事務官　武藤　顕

（外務省大臣官房）外務事務官　山田　重夫

内閣事務官（内閣官房内閣参事官（国家安全保障局）の併任を解除する（以上七月二十九日）

（総務省大臣官房付）総務事務官　小谷　敦

内閣事務官（内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付）に転任させる

（厚生労働省大臣官房付）厚生労働事務官　駒木　賢司

内閣事務官（内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付）に併任する

内閣官房社会保障改革担当室参事官を命ずる

（農林水産省大臣官房付）農林水産事務官　吉田　誠

内閣事務官（内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付）に併任する

内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局参事官を命ずる

（警察庁警備局付）警視長　原　幸太郎

内閣事務官（内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付）に併任する

内閣官房空港・港湾水際危機管理チーム参事官を命ずる

（防衛省陸上幕僚監部防衛部防衛課（兼）防衛政策局防衛政策課）1等陸佐　**楠本　賦**

内閣事務官に兼ねて任命する

内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付）を命ずる

（防衛省陸上幕僚監部運用支援・情報部付（兼）防衛政策局調査課）同　濵崎　勝志

内閣事務官に兼ねて任命する

内閣官房内閣参事官（内閣情報調査室）を命ずる

（内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付）内閣事務官　上村　昇

内閣官房観光戦略実行推進室参事官を命ずる

（総務省大臣官房付）総務事務官　小谷　敦

内閣事務官（内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付）の併任を解除する

（防衛省陸上幕僚監部防衛部防衛課（兼）防衛政策局防衛政策課）1等陸佐　五十嵐　淳

（防衛省陸上幕僚監部運用支援・情報部付（兼）防衛政策局調査課）同　中川　修

兼官を免ずる（各通）

（内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付）内閣事務官　原　幸太郎

警察庁に出向させる

内閣官房空港・港湾水際危機管理チーム参事官を免ずる（以上八月一日）

（農林水産省大臣官房付）農林水産事務官　得田　啓史

内閣事務官（内閣官房内閣参事官（内閣総務官室））の併任を解除する

石破国務大臣秘書官事務取扱を免ずる（八月三日）

（経済産業省大臣官房付）経済産業事務官　髙橋　淳

内閣事務官（内閣官房内閣審議官（内閣官房副長官補付）に併任する

内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局次長を命ずる

（同）同

内閣事務官（内閣官房内閣審議官（内閣官房副長官補付））の併任を解除する

内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局次長を免ずる（以上八月八日）

（警察庁長官官房付）警視長　岩下　剛

内閣事務官（内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付）に転任させる

（内閣官房国家安全保障局企画官）内閣事務官　藤本健太郎

内閣官房内閣参事官（国家安全保障局）に昇任させる

（警察庁警備局付）警視長　井上　一志

内閣事務官（内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付）に併任する

内閣官房拉致問題対策本部事務局情報室長を命ずる

（同）同

内閣事務官（内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付））の併任を解除する

内閣官房拉致問題対策本部事務局情報室長を免ずる

（農林水産省大臣官房付）農林水産事務官　志知　雄一

内閣事務官（内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付））の併任を解除する

内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局参事官を免ずる

（内閣官房内閣参事官（国家安全保障局）内閣事務官　鯰　博行

外務省に出向させる

（同（内閣官房副長官補付））同　松本　裕之

警察庁に出向させる（以上八月十日）

農林水産省

（近畿農政局長）農林水産事務官　村上　堅治

平成二十八年七月三十一日限りで辞職を承認する

（林野庁国有林野部長）農林水産技官　川端　省三

（大臣官房検査・監察部調整・監察課長）農林水産事務官　**齋藤　伸郎**

辞職を承認する（各通）（以上七月三十一日）

（文部科学省大臣官房審議官（生涯学習政策局担当））文部科学事務官　徳田　正一

農林水産事務官（近畿農政局長）に転任させる

（林野庁森林整備部計画課長）農林水産技官　**織田　央**

林野庁森林整備部長に昇任させる

（林野庁森林整備部長）同　**本郷　浩二**

林野庁国有林野部長に配置換する

（林野庁林政部木材利用課長）農林水産事務官　吉田　誠

大臣官房付に転任させる

国立大学法人東北大学大学院法学研究科教授　神山　修

農林水産事務官（大臣官房付）に採用する